

令和5年9月

射水市議会定例会議案説明書
(議員提出議案)

議員提出議案第 2 号

射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び射水市議会委員会条例の一部改正について

(説明)

I C Tの進展や新型コロナウイルス感染症のまん延を契機とした行動様式の見直しを踏まえ、委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合にあっては、機動的に審議や意思決定を行うことができるよう、オンライン会議システムを活用したオンライン委員会の実施に関する規定の整備を図るため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) オンライン委員会における費用弁償の取扱い(第1条関係)

オンラインによる方法で委員会に出席した場合、費用弁償は支給しないこととするもの。

(2) 委員会の開催方法の特例(第2条関係)

重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合、オンラインによる方法で委員会を開くことができることとするもの。

(3) オンライン委員会における参考人の取扱い(第2条関係)

参考人も、オンラインによる方法で委員会に出席することができることとするもの。

2 施行期日

条例公布の日

議員提出議案第 3 号

射水市議会会議規則の一部改正について

(説明)

ICTの進展や新型コロナウイルス感染症のまん延を契機とした行動様式の見直しを踏まえ、委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合にあっては、機動的に審議や意思決定を行うことができるよう、オンライン会議システムを活用したオンライン委員会の実施に関する規定の整備を図るため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 出席委員に関する措置

オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、定足数、表決等における出席委員に含まれることとするもの。

(2) オンライン委員会における委員外議員及び請願の紹介議員の取扱い

委員外議員及び紹介議員も、オンラインによる方法で委員会に出席することができることとするもの。

(3) 表決時における不在委員の例外規定の追加

オンラインによる方法で委員会に出席した委員も、表決に加わることができることとするもの。

(4) その他規定の整備

表決に関する規定について、現状に即し、採決システムのほか、起立又は挙手による方法に改正するもの。

2 施行期日

規則公布の日